

足利ジュニアリーダーズクラブ会則

(会の名称)

第1条

この会の名称は、足利ジュニアリーダーズクラブ（略称 AJLC）とします。

(会の目的)

第2条

この会の目的は次のとおりとします。

1. 子ども会活動において指導及び助言をします。
2. 会員同士の親睦を図ります。
3. 足利市、足利市教育委員会及び足利市青少年育成会連絡協議会等の行事に協力します。
4. その他、ボランティア活動など地域のために役立つ活動をします。

(会員の資格)

第3条

会員は、現在足利市に住んでいる高校生又は市内高校通学者にかぎります。

(役員)

第4条

この会には、常任役として、次の役員を置きます。ただし、役員は兼任することができます。

会長 1名 副会長 若干名 書記 若干名 会計 1名

(役員を選任)

第5条

1. 役員は、総会において立候補あるいは推薦によって決め、任期は1年とします。ただし、再選することもできます。
2. 役員に欠員が生じた場合は、補欠の役員を選出します。この場合、任期は前任者の残任期間とします。

(役員の仕事)

第6条

1. 会長は、この会の代表として、この会をとりまとめます。
2. 副会長は、会長を助け、会長がいないときには、その仕事を代行します。
3. 書記は、会議の話し合いなどの記録を取ります。
4. 会計は、この会の収入と支出の記帳をし、総会で報告します。

(会議)

第7条

1. この会の会議は、総会、定例会及び臨時会とし、会長が招集し、議長となります。
2. 総会は、年1回開催し、役員の変更、活動内容など重要な事項を審議します。
3. 定例会は、毎月1回開催し、行事について協議をしたり、会員の技術向上のための研修等を行います。
4. 臨時会は、緊急に協議または報告する事項が生じた場合に開催します。
5. この会議の議事は、原則として、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定します。

(会計)

第8条

1. この会の経費は、会員の会費をもってあてます。
2. 会費は、1人年500円とします。
3. その他、この会の活動に必要な経費は、その都度定例会及び臨時会で協議して決定します。
4. この会の会計年度は、総会の日より始まり、翌年の総会の日の前日で終わります。

(事務局)

第9条

1. この会の事務を処理するため、足利市教育委員会事務局生涯学習課青少年センターに事務局を置きます。
2. 事務局には事務局長と顧問を置き、会の運営等について必要な助言・指導をすることとします。

(会則の修正)

第10条

この会則は、総会において3分の2以上の出席があり、出席者の3分の2以上の表決によって修正を行うことができます。

(補足)

第11条

この会則に規定のない事項について、必要なことはその都度臨時会の決議に諮り、決定します。

附則

この会則は平成24年4月1日から施行します。なお、従前の会則は廃止とします。

附則

この会則は平成25年3月24日から施行します。